

我が国における難民保護の状況等

(人)

	申請者数		難 民		補完的保護対象者 (注3)	その他の 保 護 (注4)	難民、補完的保護対象 者及びその他の保護 合計
	難民認定申請	補完的保護対 象者認定申請	定住難民 (注1)	条約難民 (注2)			
昭和53年			3				3
54年			94				94
55年			396				396
56年			1,203				1,203
57年	530		456	67 ()			523
58年	44		675	63 ()			738
59年	62		979	31 ()			1,010
60年	29		730	10 ()			740
61年	54		306	3 ()			309
62年	48		579	6 ()			585
63年	47		500	12 ()			512
平成元年	50		461	2 ()			463
2年	32		734	2 ()			736
3年	42		780	1 ()		7	788
4年	68		792	3 ()		2	797
5年	50		558	6 ()		3	567
6年	73		456	1 ()		9	466
7年	52		231	2 (1)		3	236
8年	147		151	1 ()		3	155
9年	242		157	1 ()		3	161
10年	133		132	16 (1)		42	190
11年	260		158	16 (3)		44	218
12年	216		135	22 ()		36	193
13年	353		131	26 (2)		67	224
14年	250		144	14 ()		40	198
15年	336		146	10 (4)		16	172
16年	426		144	15 (6)		9	168
17年	384		88	46 (15)		97	231
18年	954			34 (12)		53	87
19年	816			41 (4)		88	129
20年	1,599			57 (17)		360	417
21年	1,388			30 (8)		501	531
22年	1,202		27	39 (13)		363	429
23年	1,867		18	21 (14)		248	287
24年	2,545		0	18 (13)		112	130
25年	3,260		18	6 (3)		151	175
26年	5,000		23	11 (5)		110	144
27年	7,586		19	27 (8)		79	125
28年	10,901		18	28 (2)		97	143
29年	19,629		29	20 (1)		45	94
30年	10,493		22	42 (4)		40	104
令和元年	10,375		20	44 (1)		37	101
2年	3,936		0	47 (1)		44	91
3年	2,413		0	74 (9)		580	654
4年	3,772		35	202 (15)		1,760	1,997
5年	13,823	678	47	303 (14)	2	1,005	1,357
6年	12,373	1,273	47	190 (14)	1,661	335	2,233
合 計	117,860	1,951	11,642	1,610 (190)	1,663	6,389	21,304

(参考)

(人)

シリア人留学生の 受入れ (注5)	
平成29年度	28
30年度	29
令和元年度	22
2年度	16
3年度	20
4年度	6
5年度	6
6年度	3
合計	130

(注1)

「定住難民」とは、インドシナ難民(昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの)及び第三国定住難民(平成20年12月16日及び同26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民)であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注2)

「条約難民」とは、入管法の規定に基づき、難民として認定した者の数である(カッコ内は、一次審査で難民不認定とした者の中から審査請求(異議申立てを含む)の結果、難民認定した数であり、内数)。なお、一次審査で「その他の保護」とした後、審査請求(異議申立てを含む)で条約難民として認定した者については、重複して計上している。

(注3)

「補完的保護対象者」とは、入管法の規定に基づき、補完的保護対象者として認定した者の数である。

(注4)

「その他の保護」とは、難民又は補完的保護対象者とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者の数である。なお、難民認定等手続の結果が出る前に、本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置等に係る在留を先行して認めた者が存在する。

(注5)

「シリア人留学生の受入れ」とは、平成28年5月20日に開催された第1回「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合」において中東地域安定化のための包括的支援の一環として、シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成する観点から、JICAの技術協力等を活用し、5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れることとされたもので、平成29年度から令和3年度末までの5年間は①JICAが実施するシリア難民に対する人材育成事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」(JISR)において、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との連携により、留学生として受け入れられた者及び②文部科学省が実施する国費留学生制度において、国費留学生として受け入れられた者の数を計上している。なお、国費留学生制度においては、シリア難民であることが募集要件とはされていない。また、令和4年度以降は①の数を計上している。